

鹿児島工業高等専門学校における外部資金等に係る間接経費の取扱要項

(趣旨)

第1 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における外部資金等に係る間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「共通指針」という。）及びその他別に定めのあるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において、「外部資金等」とは、受託研究、共同研究、科学研究費補助金、寄附金及びその他の補助金をいう。

(執行)

第3 間接経費は、校長の責任の下で一括して管理し、計画的かつ効率的に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。

(使途)

第4 間接経費の使途は、本校の研究開発環境の改善や本校全体の機能の向上に活用するための経費に充当するものとし、その具体的な使途は、共通指針別表1（間接経費の主な使途の例示）に定めるものを対象とする。なお、直接経費として充当すべきものについては、間接経費は使用できない。

(予算配分)

第5 間接経費に係る予算配分については、以下のとおりとする。

- (1) 間接経費は、その全額を共通経費へ配分する。
- (2) 間接経費を取得した教職員に対し、インセンティブ経費として間接経費の50%相当額を別途配分する。

(報告)

第6 校長は、毎会計年度の間接経費執行実績について、校務連絡協議会に報告するものとする。

(経理)

第7 間接経費に関する経理は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成 23 年 6 月 30 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校科学研究費補助金間接経費の取り扱いに関する申合せ（平成 19 年 6 月 8 日校長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 23 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。